

陳述書 (2)

2021年4月12日

原告 大庭有二

質問者 原告代理人 柳原敏夫

以下は、質問者からの質問に対し、原告が答えたものを書面にしたものです。

目 次

- 1、最初に——これまでの経過——
- 2、実験ノートとは何か
- 3、本題の質問と答え
- 4、理由1：研究者が実験ノートの作成や利用の仕方をいつどのようにして学ぶのか、という学習過程について
- 5、理由2：組織(研究機関)における研究・実験のスタイルについて
- 6、理由3：組織(研究機関)における研究・実験の規則・規律について
- 7、2012年4月の理事長通達(乙5)について
- 8、具体的な質問：研究機関における実験ノートの保存・保管について
- 9、具体的な質問：研究機関における実験ノートの管理について
- 10、具体的な質問：テクニシャンが作成する実験ノートから明らかになること

1、最初に——これまでの経過——

——まず、実験ノートに関するこれまでの3つの裁判の流れをおさらいします。原告が被告の農研機構(以下、農研機構といいます)の研究所で実施された実験で作成された実験ノートの開示を求めたところ、農研機構は「いや、実験ノートは私的、個人的なメモのたぐいのものだから開示の対象にならない」という理由で開示を拒否しました。そこで、原告は、「理研や京大で実施された実験で作成された実験ノートは開示の対象である『組織共用文書』であることを認めている。実験ノートの基本的な性格が異なるのはおかしい」と反論したところ、農研機構は「いや、理研は理研(京大は京大)。我々の農研は農研。理研や京大が実験ノートをどう扱っているかは我々のあずかり知らないところ。我々の実験ノートには何の影響もない」と他の研究機関の実験ノートとは無関係だと再反論しました。つまり、同じ実験ノートでも研究機関によって、私的、個人的なメモのたぐいと扱われたり、組織的な文書と扱われたり区々バラバラであると主張しました。しかし、それは根本的におかしいのではないか。なぜなら、農研機構もまた他の研究機関と同様、研究機関として近代科学の方法にのっとり実験を行い、実験ノートを作成しているのです。であれば、農研機構の実験ノートと、京大や理研など他の研究機関が研究機関として近代科学の方法にのっとり実験を行い、作成した実験ノートの基本的な性格が異なるなんてことはあり得ないからです。これが第三次裁判の最大の争点です。そこで、この実験ノートの基本的性格が研究機関によって異なることがあり得るのかについて、原告の大庭さんのお考えをお聞きしたいと思った次第です。

2、実験ノートとは何か

(1)、研究における実験の意味・位置

——近代科学の研究とは「仮説を立て、実験によりその仮説の真理性を証明すること」と言われています。そうだとすると、実験とは、仮説から真理を証明するための手段・ツールではないでしょうか。

原告 そうです。

——なぜそう言っているのですか。

原告 実験は大げさな言い方ですが自然界を支配するルールが我々の条件付けした実験ではどうなるか答える回答であり、条件さえ正しければ何回でも再現してくれる事実なのです。

つまり誰が行っても答えが同じになることを確認する行為なのです。ただし、条件が少しでも変わると答えが変わるともセンシティブな行為でもあります。

卑近な例で言うと「水は低きに流れる」これが自然界のルールですが、例えば流しの水道栓を開けると水は排水溝に向かって流れますが途中にカップやお皿があると、それに水が溜まり排水溝に水が達するまでの経路や時間が変わります。このカップやお皿を置く条件が同じことを要求するとともセンシティブな行為であることも事実なのです。

——では、実験の情報(実験条件、実験の生データ)というのは、仮説の真理性を証明するために不可欠の情報と言っているのですか。

原告 そうです。

——なぜそう言っているのですか。

原告 我々は今までに得た知識や経験から実験を計画してそれを試みます。自然界を支配するルールは複雑で思わぬ方向へ展開をしたり、新たな知識を提供をしてくれたりします。

これにより新たな発展や思考方法の修正を求められたりするものです。

繰返しですが、ここで大切なのは実験条件が全く同じならば常に再現することなのです。

——この実験の情報(実験条件、実験の生データ)を記録したものが実験ノートということですか。

原告 そうです。

——なぜそう言っているのですか。

原告 そこには成功した実験、失敗した実験、思わぬ結果となった実験など、あらゆる実験の条件とそれから得られた結果などが記述してあります。

——そうすると、実験が仮説から真理を証明するための手段・ツールであるのと同様

に、実験ノートもまた仮説の真理性を証明するために不可欠の手段・ツールとっていいですか。

原告 そうです。

——なぜそう言っているのですか。

原告 何が大きな変動要因になるのか、何が重要なポイントであるのか、何に気をつけなければならないのか、そうしたことが実験を介して明らかになります。

それはノートの記載内容を整理し、再考することで明らかになるものであり、その作業なしでは実験の全体像も明らかにならないし、他者の研究と差別化する研究成果も明らかになりません。

(2)、実験との関係

——次に、実験ノートは何かという本質論からお尋ねします。示したのは、信州大学の先生が学生に向けて実験ノートについて解説した文書です(甲第40号証)。その冒頭にこう書かれています。

《実験ノートは、あなたがその実験を実際に行ったことを示す唯一の物的証拠です。》つまり、実験が存在したことを証明する唯一の物的な証拠だ、と。

まずお尋ねしたいことは、なぜこう言えるのですか——実験ノートがあなたがその実験を実際に行ったことを証明する唯一の物的証拠だ、と。

原告 実験の条件が全く同じであれば自然界から返ってくる結果は他者が行っても同じになるので実験条件と結果が記載してある実験ノートは実際に行ったかどうか検証可能とする手段となるのです。

もちろん実験のテクニックやノウハウも影響するので全ての人が同じにできるかどうかは別です。

(3)、報告書や論文とのちがい

——次に、一般に、実験のあと、実験ノートに記録した情報から抜き出して上司や共同研究者に見せる報告書が作成され、その実験に関する論文が書かれますが、そうした文書もまた、「あなたがその実験を実際に行ったことを示す唯一の物的証拠」ではないのですか。

原告 ちがいます。

——なぜちがうのですか。

原告 報告書も論文もその実験を行ったことを示す証拠の一つではありますが。しかしこれらは他者に見せるために整理した内容が書かれています。

そのため実験ノートには報告書や論文に記載されていない事実が存在し、実験ノウハウやテクニックなどの未記載内容や生じた現象、例えば、変色、泡立、凝固なども記載されており、他者が同じ条件の実験をすると同じで現象が起こるなど実際の実験でしか確認できない事実の記載があります。

こうしたことが実験を実際に行なったことを示す物的証拠になります。
ただし、こうした証拠は実験の実施が問題視されるようなケースでは必要でしょうが、通常の研究では必要がありません。

(4)、報告書や論文と比較した時の実験ノートの際立った特徴

——先ほど示した文書(甲40)で、信州大学の先生は、「実験ノート中に書くこと」という見出しの中で、こう書いています。《綺麗にまとめる必要は全くありません。情報を漏れなく記載することが重要です！》。この「情報を漏れなく記載」、ここが実験ノートと上記の報告書や論文の違いではないでしょうか。

原告 そのとおりです。

——なぜそのように言えるのですか。

原告 他者に見せる資料には内容を端的かつ明確に伝えるために本筋から離れる現象や事実は記載しないのが普通です。

しかし実際に実験すればノートに記載した本筋に関係ない事実も自然界は提示してきます

これらも実験ノートには記載することを求めているのが普通です。ただし、これらの多くは役立たないことが多いのですが、ときには重要な示唆であったり、次の展開のきっかけであったりもしますので、大切なこととして実験ノートに記載を要求します。

——「情報を漏れなく記載」という意味で、実験ノートは「実験に関する情報を網羅、集約」した文書。他方、報告書や論文は当該文書の目的にとって必要な限りで「実験に関する情報を取捨選択、編集」した文書。この意味で、実験ノートは報告書や論文にとって、実験上一番もとになる原簿のような存在ではないでしょうか。

原告 そのとおりです。

——なぜそのように言えるのですか。

原告 実験ノートは実験に関する情報を網羅、集約した文章と言えます。

その背景は実験を短時間で完全にトレースできるように必要かつ十分な情報を記述するようにするからです。

報告も論文も実験ノートに記載してある内容の範囲で事実を書き、その事実から導き出される考察を加えることで作成しています。そうした意味で実験上一番もとになる原簿のような存在と言えます。

3、本題の質問と答え

——次に本題に移りますが、同じ実験ノートでも研究機関によって、私的、個人的なメモのたぐいと扱われたり(農研機構)、組織的な文書と扱われたり(理研や京大)区々バラバラであるという農研機構の主張をどう思いますか。

原告 正直なところ、なぜそのようなことが問題になるのか、さっぱり理解できません。

実験ノートが研究機関によって私的、個人的なメモのたぐいと扱われたり、組織的な文書と扱われたりするなんてことはあり得ません。自信をもって断言できます。

——それはどういう理由からそう断言するのですか。

原告 大きく言って、次の3つの理由によるものです。

第1が、研究者が実験ノートの作成や利用の仕方をいつどのようにして学ぶのか、という学習過程の点から。

第2が、組織(研究機関)における研究・実験のスタイルという点から。

第3が、組織(研究機関)における研究・実験の規則・規律という点から。

4、理由1:研究者が実験ノートの作成や利用の仕方をいつどのようにして学ぶのか、という学習過程について

——では、順番にお尋ねします。最初は、研究者が実験ノートの作成や利用の仕方をいつどのようにして学ぶのか、という学習過程の点についてです。通常、研究者はどのようにして、実験ノートの作成や利用の仕方を学ぶのでしょうか。

原告 研究者は実験ノートをどのように作成しどのように利用するかを研究機関に就職してから学ぶのではなく、就職する前に既に大学で教科の一部として実験ノートの書き方を学び、卒業研究でそれを実践して集団として学びます。

——研究者が、実験ノートの作成、利用の仕方について、大学の教育課程で学ぶとして、それがどうして、「研究機関によって実験ノートの作成・利用の仕方は区々バラバラである」という農研機構の主張を否定する理由になるのですか。

原告 農研機構の研究者も全員が大学卒または大学院卒です。ですから、彼らは、大学で実験ノートの書き方の教育を受けているのですが、そこでは、ここで紹介する信州大学の先生のレポートに書かれているように統一的、標準的な実験ノートの作成、利用を学んでいるからです。つまり、学生は大学で統一的、標準的な実験ノートの作成、利用を学び、これを身につけて、農研機構や理研などの研究機関に就職しているからです。

もしも、農研機構が他と異なると言うのであれば、実験ノートの書き方の特別な教育がなされていなければなりません。しかし、博士の学位を保有することを採用条件にしている定年制職員に、そのような基本的なことを再教育しているとはとても思えません。

——今、言われたのは、甲第40号証の、ネットに公開されている文書のことですね。

原告 そうです。私が見つけたもう1つの文書は、岐阜薬科大学生命薬学大講座生化学研究室の「実験ノートの書き方」というものです。

——甲第41号証の、ネットに公開されている文書のことですね。

原告 はい。

——大庭さん自身も学生時代に実験ノートの書き方の教育を受けましたね。

原告 はい。

——その内容は、今、紹介された2つの文書と同じですか。

原告 ほとんど同じです。

——すると、この2つの文書は、大学で教える実験ノートの作成、利用についての標準的な内容だと思いませんか。

原告 そう思います。

——つまり、研究者は研究機関に就職する前に、大学で実験ノートの作成、利用について統一的な、標準的なやり方を学んでいるので、どの研究機関でも、研究者は大学時代に学んだ標準的なやり方で、実験ノートの作成、利用を行う。その結果、「研究機関によって実験ノートの作成・利用の仕方は区々バラバラになる」ことはない、という訳ですか。

原告 はい、そうです。

なお、誤解があるといけないので補足しますと、実験ノートの書き方には様式(形式)と内容がありますが、教育の中では様式はあまり細かく規定していません。主として教えるのは内容に関してであり、実験を忠実に記述し、後から実験をトレースできるように書くことを求めています。

そのため、「研究者はさまざまに実験ノートを書いている」とするのは、さまざまな様式で書いていることを指しているのであって、研究者は実験を忠実にノートに記述することに努めて、再実験や補足実験をしなくても後から実験をいつでもトレースできるように心掛けて書くように教育されているのです。

5、理由2：組織(研究機関)における研究・実験のスタイルについて

——次に、組織(研究機関)における研究・実験のスタイルについてお尋ねします。

最初に、研究機関において、そこに雇われている職員が研究機関の施設と資金を使って行う実験と、個人や複数の個人のグループが私的に行う実験とのちがいについてお尋ねします。ひとり又は複数の個人の私的な実験と比べ、研究機関における実験の特徴はどこにあると思いませんか。

原告 研究計画書に沿っておこなわれる点にあります。

——実験が研究計画書に沿っておこなわれる、というのはどういう意味なのですか。

原告 規模の大きな研究機関では研究リソース(人、物、金)を毎年確保する手段として研究計画書を使います。研究計画書には研究の目的、目標、研究の期間、毎年の研究資金(予算)、研究要員数、必要な研究設備や施設などが記載され、組織として

これら含めて研究計画書をオーソライズします。そのため、これに従って研究を行うこととなります。

しかし、個人的研究では、そのような計画書は特に必要ではありません。ここに大きな違いがあると思っています。

——すると、研究機関における実験とは研究計画書を実施したものということになるのですか。

原告 そうです。

——この点をもう少し説明していただけますか。

原告 研究計画書の示す研究リソースに従い研究者に研究費等が配分され、その研究を遂行するように求められているはずです。

もちろん、将来を見据えた探査的な研究や小規模研究なども、この研究計画書に内包されることがあります。ただし、その場合は研究者の数も研究資金もそれほど大きな値とはならない範囲で、余剰的な研究として存在することがあります。

——では、研究機関の研究計画書は、ひとり又は複数の個人の私的な実験の場合と比べてどういう特徴がありますか。

原告 研究計画書はその研究機関によってオーソライズ(承認)されたものである点の特徴であり、研究機関内での明確な位置づけを持つとともに、対外的説明にも利用することがあります。

対外的説明の典型例は毎年行われる会計検査院の監査の際の説明資料として使用するなどです。

——つまり、研究機関における実験とは研究に関する組織の指示、命令を実行に移したものであることができるのでしょうか。

原告 そうです。もちろん研究はダイナミックに変化するものですし、研究者もそれに合わせて方針変更をしますし、新たな展開の準備なども同時進行ですることも普通にあります。

しかし、主たる研究は研究計画書の方針に従った内容を研究します。

(2)、研究機関における実験ノート

——そうだとすると、研究機関における実験ノートもまた、組織の指示、命令を実行に移した実験の中で作成された成果物ということができますか。

原告 そのとおりです。

——成果物という点をもう少し説明していただけますか。

原告 研究者は研究計画書に基づき雇用が維持され、研究計画書に従った研究をすることを要請され、その研究の実施内容を実験ノートに書いていることとなります。もし別の研究計画書に従った研究を割り当てられた場合は、同じ研究者の実験ノートには全く別の内容が記載されていることとなります。

言い換えると実験ノートは研究計画書に従って職務として行う研究を忠実に記載したものであり、個人の希望や意思の反映として行った研究の内容の記載ではありません。もちろん、研究者の個人的な実験テクニックやノウハウや創意工夫などが含まれますが、それがあから雇用されているのだと考えるべきです。

さらに研究計画書のリソースの根源は、税金であり、研究自身が農研機構を介して国民が依頼したものであるとも考えるべきであり、依頼者が資金を投じた研究内容の詳細の開示を請求するのであれば、それに応じるのは当然のことと思います。

——つまり、研究機関における実験ノートとは、組織が承認した研究計画を実施した内容が書かれていると言ってよいのですか。

原告 そうです。

——つまり、どの研究機関であっても、そこで作成される実験ノートとは、組織が承認した研究計画を実施した内容が書かれているということですね。

原告 そうです。

——つまり、研究機関によって、実験ノートが個人の研究計画を実施した内容が書かれたり、或いは組織が承認した研究計画を実施した内容が書かれたりと区々バラバラになることはあり得ないということですね。

原告 そうです。

——そう考えると、先ほどの信州大学の先生のレポート1頁で注意点として掲げている、「実験ノートは研究室の共有財産」とは、つまり「実験ノートは組織(研究機関)のものである」というのはいかなる研究機関でも妥当する共通の性格とよろしいでしょうか。

原告 はい、そうです。

大学の場合は学部の学生は卒業実験として4年生の時に研究室に配属され1年間だけ研究をします。各研究室では何年かに渡る長期の研究テーマが存在することが多く、その1部を1年間だけ教育の一環として4年生に研究してもらうこととなります。

そのため各年の学生の実験ノートに不備があったまま残されると、再実験や補充実験をしなければならなくなってしまいます。そうしたことをできるだけ避けるためには、実験内容を詳しくかつ分かりやすく記載することを求めます。

さらに実験ノートを残して卒業することを求めてそれを共有財産とします。

——そう考えると、どの研究機関であっても、そこで作成された実験ノートが、作成者

個人の私的、個人的なメモのたぐいのものであると考えることはできないですね。

原告 はい、できないと考えます。

6、理由3：組織（研究機関）における研究・実験の規則・規律について

——次に、組織（研究機関）における研究・実験の規則・規律についてお尋ねします。一般に、組織（研究機関）における研究・実験の規則・規律として、ここでは実験ノートに関連した規則・規律とどのようなものが考えられますか。

原告 一般に、組織（研究機関）における実験ノートに書かれた情報（実験条件、生データ）について、作成者は組織に対して秘密保持義務を負っています。

——その秘密保持義務は農研機構の場合、どうなのでしょう。

原告 この点は農研機構も変わりません。

農研機構のホームページに「研究者行動規範」（甲第42号証）というページがあり、そこに農研機構の研究者が守るべき行動規範が書かれています。その中の、具体的な行動の規範→2、研究の遂行→(2)研究データの取扱いと管理の重要性のところ、

「農研機構の業務として得られた研究データ等の研究成果等は農研機構に帰属することから、みだりに外部に持ち出したり、外部の者に使用させることなく、適正に管理する。」

と書かれています。次の(3)情報の適切な取扱いのところでも、

「研究のために収集・生成した資料やデータ、その他研究遂行上知り得た情報については、適正かつ安全に管理し、守秘すべき情報を明確に意識・把握し、秘密保持を徹底する。」

と書かれています。ここから、農研機構の研究者が実験の情報（実験条件、生データ）を適正かつ安全に管理する義務を負い、外部の者に開示または漏洩してはならないという義務を負うことは明らかだからです。

また、農研機構は外部組織と共同研究する場合の実施規程（2001年4月1日制定「共同研究実施規程」。甲第43号証）を設けていて、その12条に、農研機構自身と共同研究者について、次の秘密保持義務を負わせています。

「農研機構及び共同研究者は、共同研究において知り得た一切の情報を秘密とし、第三者に開示又は漏洩してはならない。」

ここからも、農研機構がこれと同様の秘密保持義務を全研究者に負わせていることは明らかです。

——作成者が実験ノートに記録された情報（実験条件、生データ）について農研機構に対して秘密保持義務を負うとなると、実験ノートは作成者の私的な文書だなんて言えなくなるんじゃないですか。

原告 その通りです。この秘密保持義務に伴い、実験の全てが記載されている実験ノートも私的な資料として扱うことはできなくなると私は解釈します。

さらに、研究者行動規範の 2.研究の遂行/ (3)情報の適切な取扱いには、「業務情報(研究遂行上知り得た情報)を外部に持ち出す場合は所定の手続きをとる」とあり、業務情報についての記載がある実験ノートに関して外部に持ち出す際には許可を取る必要があると解釈できます。

このため、実験ノートは組織の管理下にあるものであることは明らかで、私物とは言えません。

——以上、詳しく説明していただいた3つの理由により、「研究機関によって実験ノートの作成・利用の仕方は区々バラバラである」という主張は成り立たず、研究機関における実験ノートはどの研究機関でも組織(研究機関)のものであるということです。

原告 そうです。

7、2012年4月の理事長通達(乙5)について

——これに対し、農研機構は、今回の第三次裁判で、それまで私的、個人的なメモのたぐいと扱われてきた実験ノートの性格が、2012年4月の理事長通達(乙5)を境にして理研や京大の実験ノートと同じく、「組織的に用いるもの」に転換したと主張してきました。つまり、2012年4月の通達以後は大庭さんの主張のとおり、組織的な文書と認めるが、それ以前は、組織的な文書ではなく、私的、個人的なメモのたぐいのものであると主張しています。この主張に対して、どう思いますか。

原告 成り立たないと思います。詭弁です。

——どうしてそう思うのですか。

原告 理由は単純明快です。先ほど、私が、どの研究機関であっても研究機関で作成される実験ノートはすべて組織的な文書であると考える3つの理由を紹介しましたが、その3つの理由としてあげた事実はいずれも2012年4月の理事長通達以前から存在する事実だからです。

——もう少し、説明していただけますか。

原告 はい。3の質問に対する答えの中で、理由を3つあげました。その理由を構成する事実が次の3つです。

- ①「研究者は大学の教育課程で、実験ノートの作成や利用の仕方を学び、その上で農研機構などの研究機関に就職する」という事実
- ②「研究機関では、組織が承認した研究計画書に沿って実験が実施され、実験ノートが作られる」という事実
- ③「研究機関では、研究者は研究成果である実験の情報(実験条件、生データ)について、組織に対して秘密保持義務を負っている」という事実

農研機構の場合、これらの事実はいずれも2012年4月の理事長通達の前で変わっていません。例えば、会計検査院は2012年以前から存在し、毎年、会計検査院の監査の際の説明資料として農研機構の研究計画書を読んできたわけです。

従って、農研機構において、実験ノートが組織的な文書として扱われるのが、2012年4月の理事長通達の前後で変更するなんてことはあり得ないのです。正直な感想として、詭弁としか思えません。

8、具体的な質問:研究機関における実験ノートの保存・保管について

——ひとり又は複数の個人の私的な実験で作成される実験ノートでしたら、それを保存するかしないかは、作成した個人が決定して構わないと思いますが、前述の通り、研究機関における実験ノートは成者個人の私的、個人的なメモのたぐいのもではなく、研究機関という組織のものだとすると、それを保存するかしないかを作成者は自分で決定できないんじゃないでしょうか。

原告 その通りです。自分で自由に決定できません。

——すると、作成者は実験ノートの保存について、どのような規律の中にいるのですか。

原告 組織(研究機関)から「保存すること」が義務付けられています。先ほど紹介した農研機構の「研究者行動規範」にも、そのことをうたっています。

9、具体的な質問:研究機関における実験ノートの管理について

——実験ノートはテクニシャンが作成した場合は別にして、研究者が作成した場合、その管理は作成者が行うのが通常ですね。

原告 それはそうです。

——それはどうしてなのでしょう。

原告 研究・実験の能率を考えると作成者自身が管理、保管するのが、妥当だからです。

——ただ、作成者がノートを管理するといっても、それは、上に述べたとおり、作成者は実験ノートに書かれた実験情報について、組織から機密保持を命じられ、機密保持義務を負って、組織の命令に従って実験ノートを管理保管しているわけですね。

原告 そのとおりです。

先に紹介した通り、農研機構の「研究者行動規範」によれば、農研機構の研究者は実験ノートに書かれた実験情報について、農研機構から機密保持を命じられ、機密保持義務を負って、実験ノートを管理保管しているからです。

——そうすると、研究不正の疑惑が発生した場合など、組織(上司)からノートを見せるように指示されたら、作成者は、当然、その指示に従いノートを見せなくてはいけないのですね。

原告 はい、そのとおりです。

研究計画書に従った、職務を担当することを前提に雇用されているのですから、研究者は、上司の指示に従い見せるのは当然の義務と思いながら職務を担当しているはずですが、

——自分の私物だったら、組織の閲覧要求にも拒否しようと思ったら拒否できるはずですが、この場合は自分の私物ではなく、組織のものだから拒否できないわけですね。

原告 そのとおりです。

——第一次の実験ノート裁判の証人として出廷した農研機構の研究者(矢頭氏)も、「もし上司が実験ノートを見せろと言ってきたら拒否できるのですか」という原告代理人の質問に対し、「拒否できないと思う」と答えています(甲19. 矢頭調書12頁)。これも今のと同様に考えられますか。

原告 はい、その通りです。

10、具体的な質問:テクニシャンが作成する実験ノートから明らかになること

——他方で、研究者は、実験中に思い浮かんだ着想、アイデアなどを実験ノートに書きつけることがあるので、その記述に関する限り、或る意味で「個人の私的な情報」が書かれるのは事実です。しかし、テクニシャンがノートを作成する場合には、通常、着想、アイデアなど「個人の私的な情報」が書かれることもないので、実験の情報(実験条件、実験の生データ)のみが書かれることになるのではないのでしょうか。

原告 その通りです。

先ほど、信州大学の先生は学生に向けて「実験ノートはセミナーのメモ用、実習用のノートとは区別しましょう」と書いていましたが、これと同じようなノートの記載上の要請がテクニシャンの実験ノートにあっても不思議ではありません。

テクニシャンは実験を担当する期間が限定されている研究者か、日給扱いの研究者ですので、テクニシャンが雇用終了した後は実験ノートだけが過去を振り返る手段となります。

そこで、実験を正確にトレースできるように実験ノートを書くことを依頼するのは普通です。

また、着想やアイデアなどの個人的な情報については、テクニシャンは職務の分担の状況把握のために日誌を書いているでしょうから、書くのならばそうした資料に記載するように依頼し、依頼した職務が着実に実行されていることを確認できる実験ノートには、着想やアイデアなどの個人的な情報は混じらないようにする要請があるのが普通です。

——つまり、テクニシャンが作成した実験ノートには通常、着想、アイデアなど「個人の私的な情報」は書かれず、実験の情報(実験条件、実験の生データ)のみが書かれている。だから、研究者は、テクニシャンが作成した実験ノートを本人の許可を得ずに、自由に閲覧することもできるのではないですか。

原告 そのとおりです。

——逆に言えば、研究者が作成した実験ノートには実験の情報(実験条件、実験の生データ)以外も、着想、アイデアなど「個人の私的な情報」も書かれている。だから、その研究者の創造性、プライオリティを尊重して、他の共同研究者も上司も、本人の許可を得ずに、自由に閲覧することをしないのではないですか。

原告 そのとおりです。

——つまり、研究者が作成した実験ノート、他の共同研究者らが本人の許可を得ずに自由に閲覧することをしないのは、実験ノートの性格が「作成者の私的、個人的なメモのたぐいのもの」であるからではなく、単に、そこに「研究者の着想、アイデアなど」が書かれているからではないですか。

原告 そのとおりです。

——ところが、農研機構は、「実験ノートの自由な閲覧禁止」の理由は実験ノートの性格が「作成者の私的、個人的なメモのたぐいのもの」であるからだと主張しているわけですが、これをどう思いますか。

原告 農研機構の間違いだと思います。もし農研機構の主張に従えば、テクニシャンが作成した実験ノートも「テクニシャンの私的、個人的なメモのたぐいのもの」ということになります。その結果、実験ノートはテクニシャンの私物としてテクニシャンの許可なしに研究者が自由に閲覧することはできなくなります。しかし実際上、そのような扱いはされていないからです。

——「実験ノートの自由な閲覧禁止」の理由を考える際に、テクニシャンが作成した実験ノートの場合を手がかりに考えると、それがハッキリするのですね。

原告 そうです。

——同様に、「実験ノートは作成者の私的、個人的なメモのたぐいのものである」という農研機構の主張に従えば、テクニシャンが実験ノートを作成した場合も「テクニシャンの私的、個人的なメモのたぐいのもの」ということになります。その結果、テクニシャンは作成した実験ノートを私物として扱ってよいから、実験ノートを保管するかしないかはテクニシャンの自由、実験ノートに書かれた情報を公開しようが外部の者に見せるのもテクニシャン自由ということになります。このような結果について、どう思いますか。

原告 確かに、テクニシャンは作成した実験ノートをテクニシャンの私物と考えると、私物ですから、ご指摘のように、実験ノートを保管するかしないかとか、実験ノートに書かれた情報を公開するかどうかとか、外部の者に見せるかどうかともみんなテクニシャンの自由ということになってしまいます。しかし、テクニシャンにそのような自由を認める研究機関は考えられません。どの研究機関も、テクニシャンに実験の情報の秘密

保持義務を負わせ、実験ノートの適正かつ安全な管理を要求し、外部への公開を禁じ、第三者への提供を禁じています。そして、その理由はほかでもありません、テクニシヤンの作成する実験ノートが組織的な文書だからです。

——すると、「実験ノートは私的、個人的なメモのたぐいか、それとも組織的な文書か」という問題を解明する上で、テクニシヤンが作成した実験ノートの場合を手がかりに考えると、それがハッキリするということですね。

原告 はい、そう思います。

以 上